

今夏における電力需給ひっ迫時の対応方針

電力会社から発表される電力需給状況に関する情報（「でんき予報」等）により、厳しい需給状況（赤表示等）が予想される場合に備え、以下の対応方針を定めておきます。

電力需給逼迫時における県の機関による対応

- 県の機関は、「でんき予報」（関西電力）「電力需給状況のお知らせ」（中部電力）により、厳しい需給状況（赤表示等）が予想された場合や、ひっ迫の緊急連絡があった場合には、病院やライフライン、文化施設等を除く県庁舎について、電力会社管内ごとにひっ迫度に応じ、以下の3段階の対応を行うこととします。

【第1段階】「でんき予報」（関西電力）「電力需給状況のお知らせ」（中部電力）

により、厳しい需給状況（赤表示等）が予想されるとき

（関西電力管内：使用率95%、中部電力管内：供給予備率5%）

照明を1/2とします。

空調の設定温度を28 から29 とします。

1台を除き、エレベータを全台停止します。

【第2段階】供給予備率が3%を切ることが予想されるとき

（国から「電力需給ひっ迫警報」が発令）

（関西電力管内：使用率97%、中部電力管内：供給予備率3%）

照明を全て消します。（業務にあたって必要最低限のものを除く）

空調を停止します。

【第3段階】計画停電が予想されるとき

（国・電力会社から「計画停電」が発令）

国、電力会社とも、計画停電は実施しないことが原則であります。大規模な電源の脱落等万が一に備え、計画停電の準備を進めているところです。また、計画停電の準備にあたっては、1回の停電時間を2時間程度、停電計画のグループ（区割り）やスケジュールは事前に公表することとなっています。

予備発電機で電源が確保できる以外は、原則、照明・空調等を停止します。

住民サービスの低下をできる限り招かないよう、あらかじめ検討した『計画停電への備え』に従って対応します。

- 電力需給逼迫時における【第2段階】【第3段階】は、危機管理統括監をトップとする『電力需給ひっ迫連絡会（仮称）』により対応することとします。
- 県は【第2段階】【第3段階】の連絡を受けた場合、該当する電力会社管内の市町、県庁内で直ちに情報共有することとします。
- 情報、通信機器等の安定のため、個別の空調システムにより温度等の管理を行っている箇所・施設については、引き続き空調を運転することとします。
- 職員や来庁者等が、健康被害等を起こした場合への対策として、個別の空調システムにより空調運転した部屋等を確保するなど、健康管理に配慮した対応を行います。
- 上記の対応は、7月2日（月）から9月7日（金）までの間の平日9時から20時に行うものとします。なお電力需給の状況に応じて変更することもあります。